
プロジェクト 税効果会計**項目 米国会計基準における法人所得税に関する開示の動向**

本資料の目的

1. 本資料では、今後の開示に関する項目を検討するにあたり、2016 年 7 月に米国財務会計基準審議会（FASB）から公表された、会計基準更新書案「法人所得税（トピック 740）：開示に関する取組み - 法人所得税に関する開示要求の変更」（以下「本公開草案」という。）の内容を確認することを目的としている。

本公開草案の概要**経緯**

2. FASB は、2009 年 7 月以降、財務諸表の利用者にとって最も重要な情報を明確に伝達することにより、財務諸表注記の有効性の改善を図る目的で、開示フレームワーク・プロジェクトに取り組んでいる。
3. 当該取組みとして、FASB は 2014 年 3 月に、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク第 8 章：財務諸表注記」（以下「概念 ED」という。）を公表している。概念 ED では、FASB が注記情報を要求すべきかを決定する際に考慮する可能性がある情報を識別しており¹、この概念 ED を用いて、棚卸資産、公正価値測定、退職後給付、法人所得税の開示要求事項の検証を行っている。
4. この開示フレームワーク・プロジェクトの一環として、FASB は、2016 年 7 月 26 日に、法人所得税に関する本公開草案を公表した。

本公開草案の提案の内容**（繰延税金資産及び負債に関する開示項目の取扱い）**

5. 本公開草案は、次の開示を要求することを提案している。
 - (1) 評価性引当額に関連する開示
報告期間において認識した又は取り崩した評価性引当金に関する説明及び金額（本公開草案 740-10-50-6B）
 - (2) 繰越控除に関連する開示
従来、繰越控除については、税務上の損失及び税額控除の繰越額の金額及び繰越期限を開示することとされていたが（ASC740-10-50-3a）、詳細については

¹ FASB が会計基準の開発を行う等において、各表示科目についてどのような情報が提供されるべきかを検討するにあたって、利用することができる「意思決定に関する質問」を公表している。

定められていなかった。

これに関し、本公開草案では、公開事業会社とそれ以外の会社に分けて、以下の開示項目が提案されている。

(公開事業会社)

- ① 連邦、州及び国外の繰越控除の金額（税金考慮前）について、報告書日後の最初の5年間の各会計期間の金額及び残りの期間の合計（本公開草案 740-10-50-6Aa）
- ② 連邦、州及び国外の繰越控除に係る評価性引当額控除前の繰延税金資産の額（税金額）について、報告書日後の最初の5年間の各会計期間の金額及び残りの期間の合計（本公開草案 740-10-50-6Ab）
- ③ 繰延税金資産を相殺する未認識の税務上の便益の総額（本公開草案 740-10-50-6Ac）

(公開事業会社以外)

- ① 連邦、州及び国外の繰越控除の金額（税金考慮前）及びその繰越期限（本公開草案 740-10-50-8A）
- (3) 税引前利益に国内の連邦法定税率を乗じて算出された額と法人所得税の計上額との差額の調整表に関連する開示

従来、公開事業会社については、年度の継続事業に関する税引前利益に国内の連邦法定税率を乗じて算出された額と法人所得税の計上額との調整表を、パーセンテージ又は金額により開示することとされていたが、詳細については定められていなかった。

これに関し、米国証券取引委員会の規則（以下「SEC規則」という。）と整合するように、規定を見直している。具体的には、主に継続事業からの法人所得税の計上額と、税引前利益に国内の連邦法定税率を乗じて算出された額との差額を報告通貨で開示すること、仮に連邦法定税率と税負担率との差異が5%以内であれば、開示は不要とすること、各会計期間において変動があればその調整項目の内容を開示することを提案している（本公開草案 740-10-50-12）。

(4) 税務上のポジションに関連する開示²

² 繰延税金資産又は負債には直接的には関連しないが、税務上のポジションに関連する開示として、従来開示されていた①向こう12か月における合理的に起こり得る未認識の税務上の便益残高の変動の範囲の性質及び見積りを開示するか、②当該範囲の見積りはできない旨を記述する要求事項（ASC 740-10-50-15d）を削除することが提案されている。

- ① 未認識の税務上の便益に関する期首及び期末の調整開示において、現金で決済した又は決済されるものと、既存の繰延税金資産の使用により決済されるものとに区分して開示する（本公開草案 740-10-50-15A a3）
- ② 未認識の税務上の便益が表示される貸借対照表の表示科目及び当該未認識の税務上の便益の金額（貸借対照表に未認識の税務上の便益が表示されない場合には、当該金額を別個に開示）（本公開草案 740-10-50-15A c）

（当期税金に関する開示項目の取扱い）

6. 本公開草案は、すべての企業に対して、法人所得税に関する現行の開示要求を修正し、次の追加の開示を要求することを提案している。
 - (1) 国内及び国外に区分した次の項目の金額
 - 法人所得税費用（便益）控除前の継続事業からの利益（損失）（本公開草案 740-10-50-10A）
 - 継続事業からの法人所得税費用（便益）（本公開草案 740-10-50-10B）
 - 法人所得税の支払額（本公開草案 740-10-50-25）
 - (2) 法人所得税総額に対して重要である法人所得税の特定国への支払額（本公開草案 740-10-50-25）
 - (3) 未分配国外利益を無期限に再投資するという主張の変更を引き起こした状況の説明及び関連する利益の金額（本公開草案 740-10-50-1A）
 - (4) 国外子会社が保有する現金、現金等価物及び市場性のある有価証券の合計（本公開草案 740-10-50-24）
 - (5) 将来の期間において、企業に影響を与える可能性のある場合、制定された税法の改正に関する記述（本公開草案 740-10-50-22）
 - (6) 事業体に政府との法的に強制可能な契約の内容（契約の期間及び当該契約の下での政府とのコミットメントを含む）及び法人所得税負担を軽減する又は削減する可能性がある便益の金額（本公開草案 740-10-50-23）

提案内容の背景及び理由

（繰延税金資産又は負債に関する開示項目の取扱い）

7. 米国会計基準において、公開事業会社に対して第5項の開示項目を追加した背景は下記のとおりである。

(1) 評価性引当額に関連する開示³

SEC 規制 S-X210.12-09 では、他に開示していない場合、評価性引当額とその取崩しの情報を開示するように要求しており、実際に、財務諸表の注記として評価性引当額とその取崩しの情報を開示している企業がある（本公開草案 BC78）。

これに関連し、多くの利用者からは、評価性引当額の変動要因を理解したいとの意見が聞かれた。また、一部の利用者からは、現在開示されている情報は統合しすぎているとして、報告期間において認識又は取り崩した評価性引当の変動に関する詳細な情報を要望する意見が聞かれた。

一方で、作成者側からは、そのような情報を開示する負担をかけるべきではないとの意見もあり、評価性引当金に関する説明及び金額を提案している（本公開草案 BC80）。

(2) 繰越控除に関連する開示

従来、繰越控除については、税務上の損失及び税額控除の繰越額の金額及び繰越期限を開示することとされていたが（ASC740-10-50-3a）、詳細については定められていなかったため、企業により開示の情報が多様である（例えば、一部の企業は税金額で表示し、他の企業は課税所得ベースで表示している等）との意見が聞かれ、利用者からは、繰越控除の金額（税金考慮前）及びこれに係る繰延税金資産の金額を要望する意見が聞かれた（本公開草案 BC82）。

このため、FASB は、公開事業会社に繰越控除の金額（税金考慮前）、繰越控除に係る評価性引当額控除前の繰延税金資産の情報を開示することを提案している（第5項(2)①及び②）。

また、FASB は、利用者にとって有用な情報として、連邦、州及び国外の上述した情報を検討し、作成者からはそれらを開示するコストはそれほど負担にならないとの意見が示され（本公開草案 BC85）、当該情報の開示が提案されている（第5項(2)①及び②）。

なお、第5項(2)③に関し、未認識の税務便益を期限切れの年度ごとに区分することは複雑でコストがかかるとの指摘があった点に関して、未認識の税務上の便益と繰越控除は本来的に性質が異なり、異なって測定されるため、相殺した未認識の税務便益の総額を開示することが提案されている⁴（本公開草案

³ この提案は、概念 ED の「意思決定に関する質問」における質問 L7（報告企業の資産、負債又は資本性商品に関する表示科目の変動の原因は、容易には理解されないか。）に関連するものである。

⁴ この提案は、概念 ED の「意思決定に関する質問」における質問 L14（表示科目の簿価は、合理的に異な

BC87)。

- (3) 税引前利益に国内の連邦法定税率を乗じて算出された額と法人所得税の計上額との調整表に関連する開示

SEC 規制 S-X210.4-08(h)(2)では、継続事業からの法人所得税の計上額と、税引前利益に国内の連邦法定税率を乗じて算出された額との差額をドルで開示することが要求されている。また、仮に連邦法定税率からの差異が5%以内であれば、この開示を求めている。また、当該情報は、金額ではなく率で開示されることもある(本公開草案 BC91)。

多くの作成者及び利用者は、この税率差異に関する開示を最も有用な開示の1つと認めている。このため、FASBは、このSEC規制で要求されている税率差異の開示を会計基準にも要求する提案をした。これは、SEC規制ではすでに要求されており、追加的なコストはかからないためである(本公開草案 BC92)。

これに加え、FASBは、税率差異の項目について重要な変動がある場合にその説明を求めることを提案している。重要な変動があれば作成者はその理由を把握しており、多くのコストはかからないためである(本公開草案 BC93)。

- (4) 税務上のポジションに関連する開示⁵

第5項(4)①に関し、財務諸表利用者と税務の専門家からは、未認識の税務便益の現金決済及び非現金決済を個別に開示することは、企業の税務戦略の結果を説明するため有益であるとの指摘を受けている。この点に関して、作成者からは、企業は税金を現金で決済した場合、その証跡が残ることから、現金決済と非現金決済を別々に開示することはコストがかからないとの意見が示されている。したがって、公開事業会社において、現金で決済したもの又は決済されるものと、既存の繰延税金資産の使用による決済を区別して開示するとの提案がなされている(本公開草案 BC58)。

また、第5項(4)②に関し、未認識の税務上の便益は財政状態計算書における債務や繰延税金に対して影響を与える可能性があるとしてされている。さらに、未認識の税務上の便益は、財政状態計算書に表示されないことがある。そのため、財務諸表の利用者からは、そのような開示がなければ、未認識の税務上の便益によってどのような影響を受けるか判別することができないとの意見が

る可能性がある仮定、判断又はその他の内部的インプットを必要とする見積りであるか。)に関連するものである。

⁵ この提案は、概念EDの「意思決定に関する質問」における質問L7(報告企業の資産、負債又は資本性商品に関する表示科目の変動の原因は、容易には理解されないか。)及びL16(表示科目では明確ではないが、他の計算書における他の表示科目と直接的な関係があるか。)に関連するものである。

聞かれ、本公開草案では、未認識の税務上の便益の総額の開示が提案されている（本公開草案 BC59）。

（当期税金に関する開示項目の取扱い）

（省 略）

以 上

(別紙1)

開示(注記)に関する国際的な会計基準の取扱い
(第8回専門委員会資料の抜粋)

日本基準における注記事項

1. 税効果会計基準においては、以下の事項が注記事項として要求されている。
 - (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳(注8 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳を注記するに当たっては、繰延税金資産から控除された額を併せて記載するものとする。)
 - (2) 税引前当期純利益又は税金等調整前当期純利益に対する法人税等(法人税等調整額を含む。)の比率と法定実効税率との間に重要な差異があるときは、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
 - (3) 税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額
 - (4) 決算日後に税率の変更があった場合には、その内容及びその影響

IFRSにおける注記事項

2. IAS 第12号「法人所得税」において、以下の項目についての開示が要求されている。
 - (1) 税金費用の主要な内訳(第79項)
 - (2) 資本に直接借方計上又は貸方計上した項目に係る当期税金及び繰延税金の合計額(第81項(a))
 - (3) その他の包括利益の各内訳項目に係る法人所得税の金額(第81項(ab))
 - (4) 税金費用(収益)と会計上の利益との関係の説明(第81項(c))⁶
 - (5) 前期と比較した適用税率の変動の説明(第81項(d))
 - (6) 財政状態計算書に繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金、及び繰越税額控除の額(及び、もしあれば失効日)(第81項(e))
 - (7) 繰延税金負債を認識していない、子会社、支店及び関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る一時差異の総合計額(第81項(f))
 - (8) 各タイプの一時差異並びに各タイプの税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除について(第81項(g))

⁶ 税金費用と会計上の利益との関係の説明は、以下のいずれか又は両方によるとされている。

- (i) 会計上の利益に適用税率を乗じて得られる額と税金費用(収益)との間の数字的調整(適用税率の計算根拠も併せて開示)
- (ii) 平均実際負担税率と適用税率との間の数字的調整(適用税率の計算根拠も併せて開示)

- ・表示する各期間の財政状態計算書に認識した繰延税金資産及び負債の額
 - ・包括利益計算書に認識した繰延税金収益又は費用の額
- (9) 非継続事業に関して、廃止に伴う利得又は損失に係る税金費用、非継続事業の当期中の経常的活動からの純損益に係る税金費用(第81項(h))
- (10) 財務諸表の発行が承認される前に提案又は宣言したが、財務諸表に負債として認識していない、企業の株主への配当の法人所得税への影響の金額(第81項(i))
- (11) 企業が取得企業である企業結合により、取得前の繰延税金資産について認識した金額の変動が生じた場合には、その変動の金額(第81項(j))
- (12) 企業結合で取得した繰延税金便益を取得時の時点では認識しなかったが、取得日後に認識する場合には、繰延税金便益を認識する原因となった事象又は状況変化の説明(第81項(k))
- (13) 以下の場合における、繰延税金資産の金額とその認識の根拠となる証拠の内容(第82項)
- ・当該繰延税金資産を活用できるかどうか、現存の将来加算一時差異の解消により生じる所得を上回る将来の課税所得の有無に依存しており、かつ
 - ・企業が、当該繰延税金資産に関係する課税法域において、当期又は前期に損失を生じている。
- (14) 留保利益が株主に対する配当として支払われると、税率や税額が変更になる場合の、配当支払いの結果もたらされる潜在的な法人所得税上の性質及び影響の金額
3. また、上記の他、会計方針の開示において、経営者が当該企業の会計方針を適用する仮定で行った判断のうち、財務諸表に計上されている金額に最も重要な影響を与えているものを開示することが要求されている(IAS第1号第122項)。

米国会計基準における注記事項(現行の取扱い)

4. 米国会計基準においては、主に以下の開示が要求されている。
- (1) 貸借対照表上認識した繰延税金資産又は負債の純額について、その構成部分として、繰延税金資産の総額、繰延税金負債の総額、評価性引当額の総額を開示しなければならない。年度中における評価性引当額の変動額の純額は開示を要する(ASC740-10-50-2)。
- (2) 税務上の損失及び税額控除の繰越額の金額及び繰越期限(ASC740-10-50-3a)
- (3) 繰延税金資産の評価性引当額のうち、後に取り崩す場合に資本勘定に直入される金額(ASC740-10-50-3b)
- (4) (公開企業) 一時差異及び繰越額の各項目で、繰延税金資産(評価性引当額

- の配分前)及び繰延税金負債の重要な部分を構成する税効果額の概算額(ASC740-10-50-6)
- (5) 継続事業に係る法人税等の重要な構成⁷(ASC740-10-50-9)
- (6) (公開企業)損益計算書表示年度の継続事業に起因する法人税等の報告額と継続事業に係る税引前利益に国内の連邦法定税率を適用して計算した法人税等との金額のパーセンテージ又は金額による調整表。重要な調整項目の内容と見積額は開示しなければならない(ASC740-10-50-12)。
5. また、上記の他、リスクと不確実性の説明に関する開示の一部として、将来の課税所得を基礎にした繰延税金の評価性引当額の見積りに関する記載が求められている(ASC275-10-50-15)。

⁷ 下記が注記すべき構成の例としてあげられている。

- (i) 法人税等
- (ii) 法人税等調整額
- (iii) 投資税額控除額
- (iv) 政府の交付金(法人税等の減額として認識した範囲に限る)
- (v) 繰越欠損金の控除による軽減額
- (vi) ある税の軽減額を資本勘定に直接配分したことに係る税金費用
- (vii) 税法あるいは税率の変更又は企業の税務上の身分の変更による繰延税金資産又は負債の修正額
- (viii) 将来の繰延税金資産に関する実現可能性についての判断の変更をもたらした状況の変化による評価性引当額期首残高の修正額

(別紙2) 日本基準、IFRS及び米国会計基準における注記の主な相違
(第8回専門委員会資料の抜粋)

1. (別紙1)をもとに、各基準の注記の主なものについて、各基準の相違をまとめると以下ようになる。

	日本基準	IFRS	米国会計基準
三者共通	① 一時差異及び繰越欠損金等の項目ごとの繰延税金資産及び繰延税金負債の金額(*) ② 会計上の利益に対する税金負担率と法定実効税率との差異の調整 ③ 適用税率の変更による影響の説明 (*) ただし、日本基準及び米国会計基準では繰延税金資産から控除する評価性引当額と控除前の繰延税金資産をそれぞれ注記(いわゆるグロス表示)するのに対して、IFRSでは認識した控除後の繰延税金資産のみを項目ごとに注記(いわゆるネット表示)する点で、差異がある。		
IFRS及び米国共通	① 税金費用の主な内訳		
IFRSのみ	① 繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除の額(もしあれば失効日) ② 繰延税金資産を認識しているが、その回収可能性が将来加算一時差異の解消による所得を上回る将来の課税所得に依存し、かつ当期又は前期に損失を計上している場合、その認識の根拠となる証拠の内容 ③ 会計方針の開示において、経営者が当該企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に計上されている金額に最も重要な影響を与えているもの ④ 企業が取得企業である企業結合により、取得前の繰延税金資産について認識した金額の変動が生じた場合には、その変動の金額 ⑤ 企業結合で取得した繰延税金便益を取得時の時点では認識しなかったが、取得日後に認識する場合には、繰延税金便益を認識する原因となった事象又は状況変化の説明		
米国のみ	① 税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除の金額及び繰越期限 ② リスクと不確実性の説明に関する開示の一部として、将来の課税所得を基礎にした繰延税金資産の評価性引当額の見積りに関する記載 ③ 繰延税金資産の評価性引当額のうち、後に取り崩す場合に資本勘定に直入される金額		

2. 上記のように、現在日本基準において要求されている開示は、IFRS や米国会計基準においても要求されている一方、IFRS や米国会計基準独自の開示要求項目がそれぞれ数項目ある。日本基準では要求されていないが、IFRS 又は米国会計基準で要求されている注記は、大きく以下に分類できると考えられる。

(1) 定性的な情報の開示

経営者が会計方針を適用するうえで行った判断（IFRS）や、見積に関するリスクと不確実性の情報（米国会計基準）

(2) 繰延税金資産の認識の根拠に関する注記

繰延税金資産を認識しているが、その回収可能性が、将来加算一時差異の解消による所得を上回る将来の課税所得に依存し、かつ当期又は前期に損失を計上している場合、その根拠となる証拠の内容（IFRS）

(3) 繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異の額（IFRS）

(4) 繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除の額（もしあれば失効日）（IFRS）や、税務上の損失及び税額控除の繰越額の金額及び繰越期限（米国会計基準）

3. 以下では、前項に示したそれぞれの開示例を記載する。

（定性的な情報の開示）

4. IFRS では、会計方針の開示において、経営者が当該企業の会計方針を適用する仮定で行った判断のうち、財務諸表に計上されている金額に最も重要な影響を与えているものの開示が要求されている。例えば、以下のような開示が行われている。

（例）

法人所得税

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。

（中略）

繰延税金資産は、一時差異を利用できるだけの課税所得が生じる可能性が高い範囲内においてのみ認識しております。子会社又は関連会社に対する投資から生じる将来加算及び減算一時差異について繰延税金を計上しておりますが、当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールしており、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合は繰延税金を認識しておりません。なお、のれんの当初認識時における一時差異については、繰延税金負債を認識しておりません。

（以下略）

5. また、米国会計基準においては、リスクと不確実性の説明に関する開示の一例として、将来の課税所得を基礎にした繰延税金の評価性引当額に関する記載が求められている。例えば、以下のような繰延税金資産の取り崩しのリスクに関する開示が行われている。

(例)

繰延税金資産の実現可能性については、将来減算一時差異が解消する期間及び繰越欠損金を利用可能な期間において課税所得を生み出すか否かによることとなります。当社は、この検討において、予想される将来の課税所得水準、タックスプランニング及び繰延税金負債の取崩予定時期を考慮しております。繰延税金資産の実現可能性については、主に将来の課税所得に依存しており、当社は、継続的に十分な課税所得が発生するものと考えております。当社は、評価性引当金を差し引いた繰延税金資産については、実現が確定していないまでも実現する可能性が高いものと考えております。ただし、繰越可能期間における将来の課税所得見積額が減少した場合には、実現可能と認められる繰延税金資産の純額が減少する場合があります。

(繰延税金資産の認識の根拠に関する注記)

6. IFRS においては、IAS12 第 82 項において、(a) 当該繰延税金資産を活用できるかどうか、現存の将来加算一時差異の解消により生じる所得を上回る将来の課税所得の有無に依存しており、かつ(b) 企業が、当該繰延税金資産に関係する課税法域において、当期又は前期に損失を生じている場合には、繰延税金資産の金額とその認識の根拠となる証拠の内容の開示が要求されている。例えば、以下のような繰延税金資産の認識の根拠に関する開示が行われている。

(例)

前連結会計年度又は当連結会計年度において、損失を計上しており、かつ繰延税金資産の回収可能性が将来の課税所得の有無に依存している一部の子会社について、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、繰延税金資産をそれぞれ XXX 百万円及び XXX 百万円を認識しています。これは、当社の経営陣が、繰越欠損金及び将来減算一時差異を控除可能な課税所得の発生可能性を、過去の業績、承認された将来の事業計画、タックスプランニングの機会等に基づき慎重に評価した結果、繰延税金資産を認識したものです。

(繰延税金資産及び負債のより詳細な内訳)

7. 一方、IFRS においては、IAS12 第 81 項(e)において、「財政状態計算書に繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金、及び繰越税額控除の額（及び、もしあれば失効日）」の開示が要求されており、繰延税金資産を認識しなかった部分、すなわち評価性引当額の内訳が開示される。

例えば、以下のように、評価性引当額の内訳及び評価性引当額を計上した繰越欠損金の繰越期限についての開示が行われている。

(例)

連結財政状態計算書において繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金(繰越期限別内訳)は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (20X3年3月31日)	当連結会計年度末 (20X4年3月31日)
将来減算一時差異	XXXX	XXXX
税務上の繰越欠損金		
繰越期限1年以内	XXX	XXX
繰越期限1年超5年以内	XXX	XXX
繰越期限5年超	XXX	XXX
税務上の繰越欠損金合計	XXXX	XXXX

8. また、米国会計基準においては、税務上の損失及び税額控除の繰越額の金額及び繰越期限(ASC740-10-50-3a)についての注記が要求されており、繰越欠損金及び繰越税額控除のスケジューリングの状況の開示が行われている。例えば、以下のような繰越欠損金の金額及び繰越期限の開示が行われている。

(例)

20X4年3月31日現在の税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の総額はXXXX百万円であり、その繰越欠損金は、様々な税務管轄で申告される予定の将来課税所得と相殺することが可能です。繰越可能期間が無期限のXXXX百万円を除き、繰越欠損金の大部分は20X4年度から2022年度まで繰越することができます。その他の繰越欠損金については、税務管轄により最長20年まで繰越することができます。

20X4年3月31日現在の繰越税額控除に対する繰延税金資産の総額は、XXXX百万円です。これらの繰越税額控除は、繰越可能期間が無期限のXXXX百万円を除いて、主として9年まで繰越することができます。

以上